

社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター役員等に対する報酬等の基準

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 富山県社会福祉総合センター（以下「センター」という。）定款第22条第1項の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、主にセンターに勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、給与、賞与など名称のいかんを問わず職務の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、使用料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員、非常勤役員及び評議員に対し、職務の内容及び勤務の態様に応じ、報酬等を支給することができる。

2 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じて退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬等の額は、別表1に定めるとおりとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬の額は、別表2に定めるとおりとする。

3 常勤役員の退職手当の額は、別表3に定めるとおりとする。

(通勤費その他の費用)

第5条 役員には、その通勤実態に応じ、通勤費を支給する。この場合、常勤役員には、通勤に要する交通費として、センター職員給与規程の例により通勤手当を支給するものとする。

2 役員等がその職務の遂行に当たり負担する費用についてはこれを支払うものとし、その額は、別表4によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月29日から施行する。

別表 1 常勤役員の報酬等

- 1 理事長
年額 8,000,000 円の範囲内で理事会の議決で定める報酬及び賞与
- 2 専務理事及びセンターの職員である理事
センター職員給与規程に定める給与

別表 2 非常勤役員及び評議員の報酬

- 1 理事及び評議員（地方公共団体の職員である者を除く。）
理事会又は評議員会出席の都度 10,000 円
- 2 監事（地方公共団体の職員である者を除く。）
月額 30,000 円

別表 3 常勤役員の退職手当

社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当金の額。

別表 4 役員等の職務の遂行に要した費用

- 1 理事会及び評議員会その他これに類する会議に出席するために要する費用、監査業務の実施のために要する費用その他職務のための旅行に要する費用
センター旅費規程に定める旅費
- 2 その他
職務遂行のために実際に要した費用（前項に掲げるものを除く。）